

平成24年度予算の編成方針を次のとおり決定する。

平成23年10月25日

防府市長 松浦正人

国の予算編成

国は、東日本大震災の影響等により予算編成作業が遅れ、8月23日に「中期財政フレーム（8月12日閣議決定）」を遵守するための暫定的・機械的な概算要求の作業手順を財務大臣名で示した。これによると、東日本大震災からの復旧・復興に係る経費とB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費は別枠とした上で、国債費などを除く一般会計歳出の上限を71兆円にとどめた本年度予算の大枠を維持したものとするとともに、社会保障費の自然増を踏まえ、裁量的経費や公共事業関係費について一律1割削減を各省庁に指示した。

さらに、9月20日に閣議決定された概算要求基準では、歳出改革により捻出された財源を用い、我が国経済社会の再生に向けた取組「日本再生重点化措置」として、7,000億円規模で予算の重点化を図るとしている。

このような中、9月末までに提出された各省庁の概算要求総額は、東日本大震災の復旧・復興経費の要求に上限を設けなかったこともあり、98兆円を超え、過去最大となった。予算編成においては、財政規律と震災復興との両立といった難しい舵取りが迫られている。

また、増大する社会保障費に対応するための検討が進められているが、「社会保障・税一体改革成案」においては、消費税率について、2010年代半ばまでに段階的に10%まで引き上げるといった表現に留まり、その財源の確保に向けても不透明な状況にあり、今後も注視していく必要がある。

本市の財政状況

平成22年度決算においては、市税収入は個人市民税や固定資産税の減少などにより、前年度比1.8%減となったものの、実質収支は例年より多額の18億円余り、財政調整基金残高も35億円余りとなった。また、財政の健全性を判断するための指標である、実質公債費比率は7.2%、将来負担比率は29.0%と県内でも上位の良好な数値となっている。

しかしながら、「中期財政計画」では、平成24年度において、歳出のうち退職者の増加により人件費が、また、社会保障関係費（子ども手当を除く。）の自然増により扶助費が増加するとともに、継続事業である廃棄物処理施設建設事業、小・中学校施設の耐震化事業が本格化するため、普通建設事業費が増加となる。

一方、歳入においては、これまでの国による緊急経済対策が東日本大震災の復興に重点を移し、円高やデフレの定着により早期の景気回復は容易ではないと見込まれ、歳入の根幹をなす市税は、引き続き減収が予測される。また、国の平成24年度地方交付税の概算要求額は本年度並となっており、本市の交付税の伸びも期待できないなど、一般財源の不足が見込まれる。

このような状況の中、社会構造の変化により市民が行政に求めるサービスは量・質ともに増大しており、また、権限移譲により取り扱うサービスが増えていく中で、これまで以上に創意工夫を重ね、無駄を排除していくことが必要である。そのためにも新たな財源の確保に努めるとともに、大胆な歳出の見直しが不可欠であり、行財政改革に基づいた歳出削減のみならず、真に必要な施策を見極め、サービスや事業の最適化を図り、限られた財源で最大の効果を生むための取り組みを進めていく必要がある。

予算編成の基本方針

平成24年度の当初予算は、こうした厳しい財政状況を踏まえ、引き続き「選択と集中」により施策の重点化を図り、行政資源の一層の効率化を進め、市民に開かれた健全な財政運営を行うとともに、将来にわたり持続的に発展する地域社会を構築するため、総合計画に示されたまちづくりの理念である「安全で安心して暮らせるまち」「多彩な魅力が輝くまち」「いきいきと人がふれあうまち」の実現を目指し、「誇り高きふるさと防府」を築くための礎として編成することとする。

<基本方針>

- 1 「市民参画と協働の推進」と「聖域なき行財政改革の断行」のもと、「環境・観光・教育・防災・ローカルマニフェスト」を最重要施策として位置づけ、これまでの成果を活かしながら、個々の事業の結びつきや効果など戦略性のある施策を展開すること。
- 2 更なる防災力の強化、再生可能エネルギーの利用促進など東日本大震災等に起因する新たな課題への対応、さらには、地域主権改革が進展する中で、自己決定と自己責任による自治体運営を進め、地域の活力を高める諸施策に積極的に取り組むこと。
- 3 制度や事業、その実施体制について、必要性、有効性、効率性等を厳しく吟味し、事業の廃止も含めた大胆な見直しによる歳出削減とともに、市有財産の有効活用など財源確保に取り組むこと。

予算要求の基本的な考え方

(予算の要求)

- 1 平成24年度当初予算は、限られた財源を効率的かつ効果的に活用できるよう、新規事業については、補助・単独を問わず、実施計画等により庁内合意を得たものを基本とし、既存事業については、現年度の執行状況を見極めるとともに、決算における事業の評価等を行うなど、部局内でスクラップ・アンド・ビルド等の検討を十分に行った上で、予算要求すること。

また、時代の変化に素早く対応し、都市間競争において優位性を失うことのないよう、防府市としての課題を的確に把握し、時期を逸することなく施策に反映して要求すること。

(通年予算)

- 2 通年予算として編成するので、年間見通しに基づき、予定されるすべての収入及び支出を的確に把握し、計上すること。

(自治基本条例との整合性)

- 3 「防府市自治基本条例」で定めた市政に関する基本的な事項に留意し、予算への所要額の反映・計上に努めること。

(総合計画との整合性)

- 4 事業選択に当たっては、「第四次総合計画の基本計画」との整合性及び施策の重点化を図るとともに、“市民が何を望んでいるのか、どうすることが市民サービスの向上につながるのか”を十分に認識し、市民満足度の向上に向け、真に必要なものを計上すること。

また、懸案の事業などで特に問題を含んでいるもの又は複数の部局に

関係する事業などについては、事前に関係機関又は関係部局と十分に協議すること。

(第4次行政改革との整合性)

5 行財政改革については、将来にわたって持続的に健全性が確保される構造へ転換するため、引き続き、重点的に取り組むこととするので、再度、足元からの見直しを行い、次の点に、特に留意すること。また、「第4次行政改革大綱推進計画」(平成20年度～平成24年度)における取組項目については、着実かつ確実に実行し、予算へ所要額を反映・計上すること。

(1) 新たな自主財源等の確保

遊休資産の処分に努めるとともに、引き続き「防府市広告掲載事業実施要綱」等に基づき、市が保有する資産を有効に活用し、新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。

(2) 事務処理コストの抑制

時間外勤務手当及び臨時職員の賃金については、引き続き削減の対象とするので、今一度、原点に立ち返り、各課所管事務事業の見直しや休・廃止等を検討した上で、計上すること。

(3) 補助金等の見直し・受益者負担の適正化

補助金及び受益者負担金についての見直し方針が示されているものについては、その方針に従って適切に対応するとともに、それ以外のものについても、市民のニーズや時代の要請等に適切に対応しているか検証し、見直し可能なものについては、予算への反映に努めること。

(入札の適正化)

6 随意契約については、地方自治法においても契約の例外的な取扱として位置づけられており、事務処理の指針である「随意契約ガイドライ

ン」に従って、その必要性等を改めて検証し、見積合わせ、入札制度への移行について必ず検討すること。やむなく一者随契とする場合でも、積算根拠、契約内容、金額等について相手方と十分に協議すること。

(国・県の動向)

7 国や県の状況等に留意すること。特に、国・県の補助金が廃止又は縮小された事業にあっては、市においても同様に扱うものとし、市単独事業に振り替えないこと。

また、国のひも付き補助金廃止に伴う一括交付金への移行等については、関係機関との調整を含めて特に留意すること。

(その他)

8 特別会計及び外郭団体においては、財政健全化法による「健全化判断比率」算定の対象となっており、これまで以上に財政の健全化に向け努力すること。

(1) 特別会計

一般会計に準じて見積もり、計上すること。特に、事業収入の増加、経営の合理化に積極的に取り組み、独立採算性の堅持、将来に向けた収支の均衡保持に努めること。

(2) 外郭団体

市と同様の考え方で対応していくこととするので、必要性を含め、事業全般について見直すよう指導、助言すること。

(3) 指定管理者

指定管理者制度を導入している公共施設について、担当部局は指定管理者の管理運営の状況、経費の収支状況などを検証し、必要に応じて適切な指導、助言をすること。